

武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会
と議会各会派等との意見交換会

平成 30 年 8 月 21 日（火）

事務局において資料の確認ののち、座長に進行を依頼

<自由民主・市民クラブ>

【座長】 どうも、皆さんこんばんは。よろしくお願いいたします。

それでは、これから「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会と議会との意見交換会」を始めたいと思います。

本日のこの意見交換会の趣旨といたしましては2つあります。

まず、第1点目は、ことしの4月に各党派等からご提出いただきました意見に対する懇談会の対応方針についてであります。本日、参考資料1に各党派ごとの対応案をお示ししておりますので、これについて何かあればお願いいたしますということでもあります。

2点目は、自治基本条例（仮称）骨子案素案における議会と市長との関係に関することについて、議会の皆様のご見解をお聞かせいただきまして、意見交換を行いたいということでございます。こちらにつきましては、我々懇談会においてこれまで話し合ってきた論点と思われる事項をお手元の資料3にまとめておりますので、これに沿ってお話し合いができればと思います。

また、お手元の資料2ですけれども、事前に各党派からきょうの意見交換に当たってペーパーでご意見をいただいておりますので、それをまとめたものでございます。懇談会の委員も事前に目は通しておりますけれども、補足してご説明いただくことがありましたらお願いいたします。

それでは、議員お1人につき持ち時間10分ということで、時間も限られておりますので、早速始めたいと思います。記録をとる関係上、ご発言の際には必ずマイクを使用していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、どなたからご発言いただいても結構ですけれども、よろしくお願いいたします。

【A議員】 それでは、自由民主・市民クラブを代表いたしまして、私からお話をさせていただきます、補足がありましたら、ほかのメンバーから補足をさせていただきたいと思います。

いかんせん、我が会派の論客である議員がそちらの席に行ってしまうので、ちょっときょうは、正直言って、座長と副座長の前に緊張してはいるのですが、頑張ってやりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたしますと思います。

それで、前回出させていただきました意見に対するお答えをいただきまして、それを読み

込みまして、新たにお手元の「自治基本条例懇談会委員との意見交換会について」というメモをつくりましたので、それに沿って少しお話をさせていただければと思います。この中に意見交換の趣旨である（１）と（２）の両方入っていると認識しておりますので、これに沿ってお話をさせていただきたいと思います。

また、質問があればどんどんしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

１つ目の黒ポチですけれども、自治基本条例の必要性となぜ今作成するのか、このことを条例に明確に書き込んでほしいということでもあります。

2001年の北海道ニセコ町のまちづくり基本条例に始まる一連の自治体基本条例制定ブームがもう20年近く続いていまして、それに便乗するような形で武蔵野市が今つくるという——便乗という言葉はあまりよくないかな、その流れでつくるというよりも、今まで武蔵野市で武蔵野市方式ということで長期計画等をつくってきた、いわゆる「武蔵野市方式」という市民自治で進めてきた実績がありますので、そのことを強調して前文なりに明記をしていただければということは強く感じているところでございます。

特に、「なぜ今」というのは、問いかけとしては短い問いかけなのですけれども、なかなか難しいものがあると思うのですが、その辺も、例えば「市長の公約だからつくるのだ」みたいなことではなくて、「武蔵野市は今こうなのだから書くのだ」ということを明確に書いてもらいたいということでございます。それが1つ目の黒ポチです。

こんな感じでずっとやっていっていいんですか。

【座長】 では、6人分お話になるということですね。

【A議員】 基本的に、はい。

【座長】 それでは、1時間分ありますので、どうぞ。

【A議員】 もしあったら言っていただければ。難しい質問はほかの者に答えさせますので。

【座長】 では、適宜、「ここまでで一遍どうですか」というので切ってくださいっても結構です。

【A議員】　　そうですか、わかりました。

それから、2つ目の黒ポチですけれども、「自治基本条例の書き込みについて」と書いたのですが、これは、骨子案素案の表紙をめくったところにある構成イメージ図についてです。この間、いろいろな文献等も読ませていただきました。それで、つくりとしては、「前文」「目的」「基本原則」、そして「各主体間の役割と関係」ということに大きく整理できるのだと思っているのです。この骨子案素案による基本原則、いわゆる理念と言われているところが、計画に基づく市政運営と情報の共有と市民参加と協働、この4点が上げられています。これを説明したものとして、例えば計画に基づく市政運営であるならば、17ページの「行政の政策活動の原則」、情報の共有であるならば8ページの「情報の共有」、市民参加であれば9ページの「市民参加」と10ページの「住民投票」、協働なら13ページの「協働」、こういうふうに整理できると思うのですね。

あと、各主体と役割との関係というと、市民、職員、首長、議員、この4つ、あえて4つにしたのですけれども、この4つの主体ということになると、市民については5ページの「市民の役割」、職員については19ページの「職員の責務」、首長については6ページの「市長等の責務」、それから議員となると5ページの「議会の責務」、6ページの「議員の役割」、そして議会——議員と言ってもいいですが——と市長の関係ということになると15ページの「議会と市長との関係」、こういうふうに整理されてくると思うのですが、そういう整理の中で、素案の中で、今みたいに私なりに整理をすると、その中で浮いてしまうものとして、例えば20ページの「国及び東京都との関係」、21ページの「広域的な連携及び協力」、これが基本理念の中のどこにも入らないというか抵触しないように見受けられるわけですね。

もしそれならば、もし仮に「国及び東京都との関係」とか「広域的な連携及び協力」ということを書き込むならば、基本原則のところ、例えば「多様な主体との協力」のような基本原則を入れた上で、国、東京都、広域的な連携みたいなものを書き込んでいったほうが、整理としてはいいのではないかと。1つの案としていいのではないかとということが1点です。

それから、私が今言ったみたいな整理の仕方、前文、目的、基本原則、各主体との役割と関係という整理をしていくと、基本原則の中に入っているのですけれども、協働とかコミュニティ、平和というものが、どうしてもこの中にはなじめないのではないかと、書き込むにはちょっとつらいのかなという感じがしているのです。書くことを否定しているのではなくて、

今みたいな骨格で条例をつくらうとすると、その中に協働とかコミュニティ、平和というのはちょっと入りづらいのかなという思いで、今うちの会派はいるのです。

なぜかと言いますと、まず、コミュニティですけれども、うちの会派でつくったメモの2ページ目の真ん中あたり、7番を見ていただきたいのですが、ここに「協働」と「コミュニティ」と「平和」と書いてあるのですけれども、基本的な考え方として、ここはちょっと言葉足らずなのでもうちょっと話しますが、自治基本条例は、自治体という政府というのですが、自治体運営のための基本的なルールを設定することだと認識していますので、「コミュニティ」といいますと、市民の人たちが、普通の市民社会でさまざま多様・多種に活動している領域の話であって、自治体の運営みたいな、いわゆる、言葉をかえると「政府の活動」という言い方をすると重くなってしまいうけれども、それとはちょっと次元が違うのではないかという気がしているので、あえて「コミュニティ」という言葉を入れる方がいいのかどうか。あえて入れるなら、前文の中にその趣旨だけは入れておくと。具体的にはコミュニティ条例というものが武蔵野市にあって、そこでコミュニティの理念等が書かれているわけだから、あえて条文中に入れるのはいかがなものか。

同様に、「平和」も一緒です。「平和の日条例」というものが別個ありますので、前文に「平和」ということを掲げることに否定しないのですけれども、その中身については平和の日条例で武蔵野市の理念とか、具体的には、11月24日を「平和の日に」するということが書いてあるので、そちらに委ねるといっていいのかな。

それから、「協働」というのは、これを基本原則の中に入れてしまうのがどうもよくわからないのですけれども、自治体と市民との関係性を表現するときに、少し曖昧になってしまうおそれがあるのではないかという気がするんです。先ほども言ったように、自治基本条例の中に書き込むには、市民と職員と首長と議員の4つの主体間の関係をルール化したことを明確に書いておく、責任を明確に書いておくことが必要であって、基本原則の中に「協働」という単語を掲げることはいかがなものかということです。もし協働ということを強調したいなら、これもまた前文に持っていくということでもいいのではないかというところが、2つ目の黒ボチのところでございます。

ひとまず以上です。

【座長】 一通り全体にわたってお話になったと伺ってよろしいでしょうか。

【A議員】 はい。

【座長】 冒頭のことについて少し私の意見を述べたいと思うのですが、自治基本条例の必要性という話ですが、おっしゃったとおり、北海道の道行政基本条例というものがあ
り、ニセコ町のまちづくり基本条例が出てきて、そこから始まって、議会基本条例のほうは、
また同じく北海道の栗山町議会から始まったということで、それが全国に普及していきまし
て、かなりの数でそういう条例制定が行われているわけですが、その間も、武蔵野市はそれ
に追随しようとは全くしてこなかったですね。それ以前から、市民参加の「武蔵野市方式」
という一つの伝統ができておりまして、それに従って、長期計画・調整計画がつけられ、そ
の他の施策がずっと進められてきた。そのことに武蔵野市政の関係者も市民もかなり誇りを
持ってきているのです。それでいいじゃないかということでは来たとするのですね。

ですから、今ここで改めて自治基本条例を武蔵野市がつくろうというときに、ずっとそう
いうものが出来たから、今さら呼応してうちも同じようにつくろうよというよりも、そう
ではなくて、つくるからには、武蔵野市がたどってきた歴史をきちんと踏まえて、それをよ
り発展させていくために自治基本条例をつくるのだという条例をつくりたい、念願としては
そう思っているわけです。だから、そこは皆さんとあまり理念は食い違っていないのではな
いかと思うのです。

ただ、「なぜ今か」というのは、非常にデリケートな問題というか難しい問題で、私自身
がこの懇談会の話を持ってこられて、座長に就任していただけませんかと言われたときに、
どういう意義があるだろうかと思ったときに、実は議会のほうで議会基本条例というのをつ
くろうという話が出てきていて、議会の中でずっと議論がなされてきているのだと。そうだ
とすれば、執行機関側も、市長は前々から自治基本条例をつくりたいと言っていたし、議会
がそういう動きになってきたのならば、執行機関も一緒になって自治基本条例をつくるとい
うことはできませんかということで、副市長と議会の関係者との間で懇談会がずっと続けら
れたと聞いたわけです。その当時。そして、ある程度、懇談会のようなものをつくって、今
ここに入っているこの懇談会のことですが、つくったとしたならば、そこに議会の関係から
も代表を出して議論に乗ってもいいというところまで話が来ておりますという報告を事務局
から受けて、それは全国に例のない新しいことだなと思ったわけです。そこから、そういう
話で執行機関と議会側がともに、一緒に話し合いながら自治基本条例をつくるということが
実現したとすれば、これは全国に例のない新しい形なのではないか。そこに非常に新しいも

のが生まれる可能性があると思います。個人的にですよ。

それはなぜかという、ほとんどのところは、執行機関側が、市長側が提案して、議会はその条例の審議をしましたという形で、何となく消極的に議会は賛同してきたというところが制定に至っているわけですね。正直に言うと。ですから、執行機関側がこういうことを書きかえたいと思っても、概して言うと、議会の関係者は、あまり議会の中に立ち入ってもらいたくはない、議会のことは制約しないでほしいと。書くなら、執行機関を制約することばかり書きたいというのが、雰囲気としては大体共通の傾向ですから。執行機関側が提案する自治基本条例だと、あまり議会のことに踏み込めないのですね。踏み込んだら、大体審議のときに「反対」と言われて、条例制定を否定されてしまう。つくりたいと思っているところもつukれないという結果になりますから、どうしても遠慮するという形になっているわけです。そうすると、議会のことをあまり書いていないという自治基本条例が実は出てくる。それが多くの自治体が、執行機関側が言っつukった自治基本条例の実態がそうなっているのではないかということですね。

それに対して、北海道からまた、議会の基本条例をつくろうという話が出てきて、これはこれで、議会だけのことを書いてくる。そういう流れが新しい流れとして出てきたのですよ。そうすると、今度は、議会のほうは、議会と執行機関の関係というものはどこもきちんと踏み込んではいないというところがあるわけです。

武蔵野市は、両方でそういう話し合いがある程度足並みがそろってきてできるとすれば、きちんと書けるのではないか。議会と執行機関の関係というか。ほかのところはみんな何となく逃げ腰になってきたところをきちんと書ける可能性があるのではないか。そうしたら画期的なことになりますと。武蔵野市はそれだけの素地を既にもっている。それをきちんと文章化するだけでも、過去の慣習を文章化するだけでも、全国に例のないきちんとしたものができると思います。それは、新しい、今制定する意義がある。そういう動きが出てきたという今のところをつかまえてやったほうがいいのではないかと思ったということが1点です。

もう1点は、国のほうの地方分権改革の流れの中で、自治体の仕組み、制度というものがあまりにも地方自治法その他でちゃんと決められてしまっていて、あまり自由がないというところがある。それに対して、もうちょっと自治体が工夫してこういうことをやってもいいのではないかという仕組みの問題についても、政策の問題ではなくて、仕組みについてもいろいろ工夫の余地をつくってくれたほうがいいのではないかという声が出て来ていて、

だんだん地方自治法を改正して、そういうことが可能な要素が出てきているわけです。

例えば、議会の問題でも、通年制も構いませんよと変えられてきた。その前にもっと、議会の権限で専門委員制みたいなものを置いてもいいよとか、いろいろなことが改正されてきましたけれども、会期制のような問題も定例会と臨時会というやり方ではなくて、通年議会制もやっても構いませんと変わってきたとありますね。それから、例えば、もっと小さなことですけれども、監査委員の制度についても、武蔵野市の場合、議選の監査委員が今はいますが、それはやめてもいいと変わってきた。

そうすると、自治法で全部決められているのではなくて、自治体がそれぞれ選択しなさいという要素がだんだん増えてきているわけです。これからますますその傾向は続くと思います。そうすると、この自治基本条例をつくることの意味が非常に大きくなってきたと私は思っています。国のほうの制度改正がそうになってきましたから、それでは、選択の余地が国のほうから認められている。「では、武蔵野市はこうやります」と自主的に選んでやるのです。ですから、議会と長の関係も、会期制について今の制度で何も異論はない、武蔵野市は支障なくやっているとおっしゃるのならば、その制度でいきますと。年間4回の定例会方式で。今も条例で決めているのですけれども、それでいきます、通年制にはしませんとお書きになればいいだけのことなんですね。それなら、それはそういうふうには武蔵野市議会は議論したのだと。きちんとそう決めましたと。監査委員も、当面、議選の監査委員は選ばなくてもいいということになっているのですが、それも選んだっていいじゃないかというほうが今の市議会の大勢ならば、今までどおりとお決めになればいいのですけれども、ともかくそういう選択の余地が出てきたということは、自治基本条例の意味が格段に大きくなってきているのですね。これからそれは増える一方だとは思っていますので、この機会につくっておこうかと考えたというのが、私の考えです。

多くの方もその前提で議論に参加して下さったと思っているのですが、あとのいろいろな部分、協働の問題とか、コミュニティの問題とか、平和の問題とか、ちょっと副座長から。

【副座長】 今、座長から振られた内容をそっくりそのままやるかどうかは別問題として、まずここで共通の認識として議員さん方も認識してもらいたいのは、先ほど、確かにA議員が言われたように、ニセコ町から始まりました。ニセコ町の、今、衆議院議員をやっている逢坂さんがやったんですね。それで、逢坂さんは、学会で座長も私もよく知っていて、多分、座長の理論にかなり影響されている町長さん、元町役場の職員だったのですけれども、それ

で町長になって、自治を基本として条例をつくったのです。だと。それは参加なのだということ、かなり座長あるいは松下先生に影響されてつくった内容になっていました。

まず確認してもらいたいのは、逢坂さんがつくった自治基本条例は、議会ではなくて、行政条例です。議会がどういうふう、あるいは市民がどういうふう行政を監視するかという視点でできたのです。それで、その次に、では、これは議会がないじゃないかということで、議会を含めて議会基本条例という流れになって、現在の方向性は一体型です。したがって、大きな流れは、自治基本条例というと、行政を監視する内容と議会の議会改革を含む内容と、この2つが含まれているというのが全国的な方向性です。

それから、もう一つは何かというと、これは私の主張ですけれども、この懇談会の中で認められたかどうかは別問題なのですが、「情報なければ参加なし、参加なければ自治なし」、これが私の主張なんです。そうすると、武蔵野市の場合は、全国でも比較的早い時点で情報公開条例をつくったのです。情報公開条例をつくったことによって、法律的に、行政法的に大きく見ますと、これは事前手続と事後手続に別れるのですけれども、事後手続というのは行政不服審査法とか行政事件訴訟法とか国家賠償法で住民は保証されています。ほぼ完璧なんです。ところが、事前制度がなかったんです。したがって、事前制度が平成6年にできたんです。それが行政手続法です。それに基づいて行政手続条例ができたんです。それに基づいて、今度は情報公開条例あるいは情報公開法ができたんです。そうすると、事前手続もほぼでき上がって、その完成形が、実は自治基本条例です。ですから、これを今やらなければ、武蔵野市の自治、それから民主主義が完成しない。だから、今やろうよ、早くやろうよ、それも総合的に、統合的な条例をやろうよ、これが私の主張なんです。

それから、先ほどA議員から目次の話が出たのですけれども、目次の話は、これは私も主張したのですが、ほぼ自治法の規定に沿っています。地方自治法の体系に沿っています。目次に沿っています。したがって、それと同時に、もう一つは、ここで洗い流してみようよという形で、各条例は個別には当たらなかったのですが、例えば市民憲章とかいろいろな内容、これを当たってみようよ。そうすると、地方自治法と各個別条例と、それから、いろいろな憲章、「平和の日」とか、こういう憲章がありますね。これを含めた、取り込んだ内容を自治基本条例である以上、やらなければ、それを全体的に収れんして、集約した内容にしなればおかしいだろうというのが、私の主張であり、なるべくそういう方向性でやってもらったということですね。

したがって、個別的な内容の中で、例えば「協働」という言葉もあります。「協働」とい

う言葉は広辞苑には載っていません。私が今から10年ぐらい前に、総務省の分権推進本部で座長の推薦により、総務省の分権推進本部で条例研究会をやった。そのときも研究しているのです。そのときの内容が、「協働」という言葉、新しい最近の言葉はどうなんだろうということやって、ある程度きちんとした定義づけで、方向で、今後この言葉が定着してくるのではないかということで、ほぼ総務省でも「協働」が決まって、それ以降、全国的に「協働」という言葉が出てきたのであって、最初に広辞苑か何かを調べると違和感が出てくるかもしれないけれども、そういういきさつもありますということですね。

【座長】 コミュニティについてはどうですか。

【副座長】 それから、「コミュニティ」というのは、やはりこれは武蔵野市の場合には、市民参加の拠点として、今まで武蔵野市の特徴は何かというと、公民館をつくっていないんです。それでコミュニティセンターをつくった。これは何かというと、実は、自治省と文部科学省との違いなんですね。だから、公民館というのは所管が文部省です。コミュニティセンターは自治省所管です。したがって、これは何かというと、教育委員会の所管ではなくて、市長部局にして市民参加をやる。なぜならば、教育委員会よりも市長部局でやったほうが公明性、透明性がかなり高いからです。それで移しかえてきたのです。その歴史です。ですから、今でもそういうものがたしか残っているはずですよ。したがって、コミュニティというものも、個別具体的な内容から見ますとかなり、武蔵野市がまず切り口です。全国的に最初です。

それで、このコミュニティの場合には2つ考え方がありまして、住民同士のコミュニティと、それから行政と住民とのコミュニティ、それからもう1点、2つというかも一つあって、議会と住民とのコミュニティ、これを集約しているのが、実はここの自治基本条例の中で集約をしていきたいというのが私の考え方で喜んで参加しています。

以上です。

【A議員】 ありがとうございます。きょうもここで議論が詰まる話ではないので言いたいことだけ言わせてもらうという形ですけども、私の頭の中では、基本原則というと、情報公開、情報共有、それと市民参加、それから総合計画、今回でいうところの計画に基づく市政運営、あと、政策評価とか政策法務とか財務会計ということが標準装備なのかなという

思いがありましたので、私が思っている標準装備の中に協働とかコミュニティ、平和というものが入ってきたので、少し違和感を抱いたということです、それぞれについて決して否定しているわけではなくて、自治基本条例をつくる際の骨格として、その協働とかコミュニティとか平和をどう位置づけるかということが課題ではないのかなと。どう位置づけるかという、私の頭のマイルの中に、その理念みたいなものを書き込んでいくことがいいのではないかということの意見だけ伝えさせていただいて、時間があれですので、この2点目の自治基本条例の議会との関係ですね。そこについて、うちの会派で話し合いをした意見を述べさせていただきたいと思います。

今後、骨子案素案の中では、いわゆる議員の役割、議会の責務、議会と市長の関係という3項目のところに当たるのかなと思っております。それで、先ほど座長から市の中でのタイミング、それから国の法改正等、非常にいいタイミングでやっていると。それで、自治懇の中にも、議会から2人のエース級議員を入れて議論もしていると。同時に、これはたまたまなのかもしれませんけれども、自治基本条例をつくらうというのと同時並行で議会基本条例の議論もしていると。これは非常に他の自治体には見られないおもしろいタイミングなのかなと思っています。

先ほど言われたとおり、今までも自治基本条例と称しながら、議会に遠慮して行政基本計画のようになってしまっているところもある。逆に、自治基本条例ではなくて議会基本条例が先行して自治基本条例がちょっとないよみたいな自治体もあると。そういうことを考えると、両方で同時並行というのは、すり合わせというか調整次第では、それぞれにおもしろいものができるのかなと思っています。

それで、先に結論から言ってしまうと、我々の書いたメモの2ページ目の4番と一番上のところと一番下のところに書いてあるのですけれども、例えばこちらで議論になっている反問権とか行政報告とか議会の会期とか全員協議会とか常任委員会への理事者の出席とか、これは一つ一つ大切なことだと認識はしています。これらのことを自治基本条例の中を書くのではなくて、これはあくまでも議会の議長なり委員長の議事整理権という範疇の中で個別具体的なことは議会基本条例の中に書き込んでしまって、それを包括する、今言ったようなことを包括するような形で自治基本条例の中に文言を書いたほうがいいのではないかな。今、同時につくっていますからね。今、まだ両方とも、かなり固まってきているのだけれども、まだまだ調整する余裕はあるわけですから、そういう整理をしていったほうがいいのではないかなというのが、うちの会派の意見なんです。

具体的に「反問権についてどう思いますか」とか「行政報告についてどう思いますか」、これは意見があるのだけれども、それをここでやっていたのでは骨格の話にならないので、基本的なベースの考え方だけは、逆に先生方に確認させていただければと思っているところなのです。

【座長】 では、副座長。

【副座長】 A議員の言っている意味は大分理解して、6～7割ぐらいは理解できるかと思えますけれども、ここでちょっと確認なんです。先ほども言ったように、議会は自分のところの条例といいますか、行政は縛りたいのだけれども、自分のところは縛りたくないというのは、これが私、いくつかの自治体の自治基本条例にかかわっているのですが、その議員さんとのこういう折衝の流れの中で共通です。本音で、こういう正式な会議ではなくて、ちょっと第2ラウンドで議論しようよと言ったら、そんなことを言っても、「議会は、自分のところは縛られたくないんだよ」というのが、結構、議員さんの心理としてあるのです。

したがって、ここで私が言いたいのは、そうだとしたら、自治基本条例自体を議員提出議案でやれないかという話。これやったら日本一ですよ。日本で最初ですよ。そうすれば、市民参加も議会主導型の議会制民主主義も、これは武蔵野市から始まりますよ。歴史が変わりますよ。こういう考え方はありませんかということです。そうしたら、今、A議員が言った自治基本条例の条項なのか議会基本条例の条項なのか、この議論は飛んでしまいますよ。それを私は言いたくて、実はここに参加しているというのが本音です。

これは私の主張です。今まで何回かしかけました。それで、県会議員を使って町役場の自治基本条例をやって、県会議員にお願いしたりしてやったけれども、今のところうまくいっていない。それは何かというと、これは2つあります。条例は首長が出すものと凝り固まっている。だけれども、そうではないですね。立法権がある以上、議員提出権、これこそ議会の本来ではないですかということです。

したがって、それを私は、では、ここまで懇談会でやったから、そのアイデアを全部いただいて、我々で条例を議員提出議案でやってしまおうよ。12分の1でいいんですよ、議員の提案権は。やってしまおうよというコペルニクス的転回、こういう考え方もあるなということをごここで一言言っておきます。

【座長】 大変ラディカルな提案を副座長はなされたわけですが、原型的にはそうなんだと思うのです。ただ、議会で議員提案で自治基本条例をつくらうということで、執行機関との関係も全部書き込んだ条例案を議会がおつくりになったとしますね。やはり市長以下、執行機関側は、「その条文は困る」というのが必ず出てくると思うんです。それは、どうしても「こう変えていただかない限り同意できません」と言うと思うのです。でも、議会がどうしてもこのとおりに立法したいのだといって、議会の多数をきちんと動員されれば、議決すれば議会で決められるのです。市長以下みんなも「とんでもない自治基本条例をつくってくれた」と。地方自治法違反とか憲法違反ならば再議に付すこともできますよ。市長が抵抗する手だてはいろいろありますけれども、違法ではないという限りで書かれたら、文句は言うけれども、議会が勝ちます。ですから、そこまで覚悟して議会が全部おつくりになるというのならあり得る一つの方法だと思うのです。

ただ、実際には穏当ではありませんから、我々も「議会の中の細かいことは議会のご意向で自由にお決めになったら結構です」という立場なのですけれども、執行機関と関係するところは、やはりお互いのすり合わせをして決めるのが穏当なのだと思うので、議会と市長の関係というところを今回はかなり細かく書き込むのならば、すり合わせをしましょうよというのがやっている趣旨なのです。現在のこういう議会との懇談の場で。

例えば、議会基本条例案がそちらから今の時点のものが出てきていますけれども、総則とか議会の原則、議会の公開、会派とか、会派代表者会議とか、議員の原則とか出てきますね。その辺のところは、私は執行機関がかかわる話ではないと思うので、議会がこれでいいのだとお決めになるのならば、議会にお任せして、議会がつくられてくる条文案で議会基本条例ができてくることに異論はないと思うのです。

ただ、ほかの主体と関係するところというと、4章の「議会と市民との関係」とか、あるいは5章の「議会・議員と市長等との関係」というところに出てくるわけで、例えば反問権というものが今度提案されようとしているということも一つだと思うのですけれども、反問権というのは、執行機関側に、市長側にそういう権限を与えるということですね。だから、議会側からすれば、本来、市長に反問権を持たれたり、教育委員会に条例反問権を持たれたりするのはあまり好ましくないと思うのです。そこをよくここまで踏み込まれたなと思うのですけれども、質問の趣旨を含むという範囲内のことならば、そのほうがどんどん議論が合理的に進むと思われて、そういうことを許そうというところまで踏み込まれたわけですが、この権限を与えられるのは執行機関側ですね。これも議会が本当にそう考えてくださるなら

ありがたいことと言えます、両機関の意思が成立するわけです。それは、やはり両方の合意が成り立って初めてスムーズに制定できることなのではないかと思うんです。ですから、条文案は、議会側でほとんどこれを参考にしてくださいとおっしゃれば、できる限り条例化の場合にそれを尊重すると思いますけれども、両方で決めるという事項に入ってくるのではないかと私は思うんですね。

会期の問題もそうです。会期をどうお決めになろうといいのですけれども、やはり定例会以外のときにいつでも議会を開けるといって、執行機関側はそこに出席しなければならないという義務も生じるとすると、仕事の都合がいろいろつかないですね。だから、やはりこういうふうにはっきりさせてくださいとどうしても言わざるを得ないところがあると思うのです。ですから、そういうことは、会期制でいくか、通年制でいくか。通年制でいくというときはどういうやり方をするのだということを細かく執行機関側と話し合っ、わが市の場合にはこうやりましょうということ合意することが必要だと思うのです。その限りで言っている、最終的な条文については、議会が詰められたものを極力尊重するというふうにいきたいと思えますけれども。

【A議員】 ありがとうございます。

【副座長】 じっくりではないのですけれども、議会基本条例をちょっと見てみたのですが、議員の調査権は入っていますか。

【A議員】 入っていないです。

【副座長】 入っていないの。地方自治法上の100条がありますから、100条調査のほか、個別の調査権、議員が議長に要求して、それで事務局に調べさせるとかという個別的な調査権があるはずなんですね。これらも含めて、100条調査も含めて調査権というものはやはり入れておかないと議会の基本条例にならない。

なぜこれを言うかということ、議会調査を明確にしたのは武蔵野市議会が最初なんです。調査係というのをつくったんです。昭和38年です。それで、議会調査係をつくったのは全国の市町村で初めてです。何で知っているかということ、私が初代の調査係です。それで、議員さんが議長に要請して、それで、議長の命令で私が動いていろいろな調査をして、その一

つが議会広報なのです。だから、これらを含めて、やはりきちんと調査権を入れてもらいたいのです。

【A議員】 ご意見として伺います。

議会基本条例を策定しようと言ったのは、もう私が前の前の議長、その前の議長の菊池さん、その前からずっと議会改革の議論をしていまして、では、条例にしようと言ったときに、あまり理想的な理念を盛り込むのではなくて、それこそ副座長が議会事務局にいたころからの議会の先輩方の積み重ねでいろいろあったものを、明文化されていないものを明文化していこう、条文化していこうと。目に見える形でしていこうということに取り組んできているのが、現状の骨格なので、その意味においては、別にあまり大きく外れているつもりはないし、武蔵野市議会のいいところ、まだ十分ではないと思われるかもしれないけれども、書き込んであるという自負心はあるのです。

それから、今、座長が言われたとおり、いわば武蔵野市の行政側と議会とのいいところは、基本的に信頼関係の中で成り立っていますし、委員会とか本会議場でがんがんやるときはやりますけれども、きちんと話し合いもして、落ちつくところに落ちつかせるという伝統がありますので、例えば今回のように自治基本条例と議会基本条例を、さっきも言ったように同時並行でつくっているときに、執行部側が、「そこはちょっと書きすぎだよ。やめてくれよ」とか、「いや、そうは言ったって」と、こういう議論はこれから幾らでもできるし、やらなくてはいけないという認識では、今、議会の各会派はまとまっていると私は認識していますので、その作業はこれからなのかなという感じではあります。

それで、一応最初にあったお題のところ「議会との関係」ということは、一応言わせていただくことだけは言わせていただきました。時間があと10分ですので、いっぱい書いてあったのですけれども、住民投票については、ここにもちょっと書かせていただいたのですが、常設型が云々とかかんぬんとかという話以前に、議会で住民投票についてぴしっと議論をしたという経過もないですし、正直言って、いきなり出てきた。言葉としては知っていますし、ほかの地区でやられているのは知っていますけれども、武蔵野市としてはいきなり出てきたという感覚が非常に強くて、議論が非常に未消化なのかなと。住民投票については是か非かではなくて、その以前として、是か非かも含めて議論が非常に未消化ではないのかなと。そういう時点で自治基本条例に書き込むというのはちょっといかがなものかな、時期尚早ではないかな。これから、先々こういう議論が出てきて、議論をして住民投票条例をつくろうよと

なったときに、例えば自治基本条例を改正して、その中に文言を将来盛り込むということは考えられると思うのですけれども、今回、もう来年度早々に提案される予定みたいなので、そこに書き込むのはいかがかなという気持ちでみないます。

それと、もう一つは、常設型の住民投票条例というのは、慎重な議論と書いてあるのですけれども、うちの議員の半分以上は反対というような、中身としてはそういう話になっています。

何か補足ある人は。

【B議員】 私は常設型の住民投票というのは、政争の具に使われる可能性が極めて高いと思っておりますので、基本的には反対であります。かつて、私は自民党なのですが、自民党の都議会議員がいたときに、その方は農家ということでかなりの土地を持っていたのですが、一部道路にして武蔵野市が買い上げたというときに、物すごくアジテーションをやっていた市議会議員もいるわけですね。こういったときに、これだけではありません。例えば市議会議員26名で、かつては36名、それが30名になって、今26名ということだったので、議員数を削減しようとか、さまざまな運動に非常に使われやすいのかなと思っております。

こういったときに、50分の1の有権者でいうとどのぐらいでしょうか、5,000人ぐらい…いや、2,500人ぐらいですか。そのくらいの人数の署名でできるというようなことであれば、必ず運動家がこういったことを使っていくのかなと思っております。

特にこの武蔵野市というのは、23区と違って、町会がないところで、いわゆるこれはいい、悪いは別として、落下傘候補でも結構受かってくるようなまちなんですね。ですから、本当にポイントを物すごく絞って、かつての小泉さんの郵政解散ではないけれども、劇場型の運動に非常に使われてしまうのではないかという懸念を持っております。

また、今、A議員が話したように、議会での議論が全然進んでおりませんので、今回はこの書き込み自体が私は反対であります。

時間がありませんので、この程度で。

【A議員】 そういうことでございます。

【座長】 皆さんから少しご発言がありますか。

【A議員】 では、あと5分なので、うちのメモで漏れたものを言うだけ言わせてもらいます。

基本的に、この骨子案を読んでいまして、用語の定義がちょっとあやふやな部分が多分にある。例えば市民（個人）、事業者（団体・法人等）、情報共有というのは、情報公開条例を使った上での情報か、それとも任意の情報提供なのか、それから、市民参加、これはなかなか難しいのですが協働、さっきも議論になりましたけれども、それから市民自治だとか、職員というのは本庁の職員だけなのか、正規職員だけなのか、嘱託の人はどうするんだ、外郭団体の職員はどうなるんだと、その言葉の定義が少し、もうちょっとはっきりしたほうが、後々、それぞれがこう思っていた、こう思っていたという話にならないのではないかという気がしているところでございます。

それから、一番最初のところに言いましたように、3ページ目の11番ですが、例えば政策法務の推進のところ、市長等とか、市とか、ちょっと主語が違うのではないと思われるところがあるので、その辺は骨子を上げるときに整理していただければと思っているところでございます。

あとは、今の1時間の中で大体のことについては触れて、こちらの意見は大体言わせていただきました。職員の責務については、うちの会派で議論していたときと、ちょっとまた状況が変わったというか、主体として「市長」「議員・議会」「市民」で、「職員」は市長の補助職員と位置づけて、「市長等」の中に入れてしまうか、そうではなくて、一つの主体として「市長」「職員」「議員」「市民」と4つの主体に整理するのかわ、職員の書き込みというのは大きく変わってくると思うのです。いただいた素案の中では一応三位一体で、市長の補助職員のなポジションなのだけれども、私は、自治基本条例というのは、武蔵野市政を運営していく主体として、これは議論が必要なところなのですが、職員は一つの主体として取り扱うことも選択肢に入れてもいいのではないかと。そうしてくださいというのではなくて、そういう考え方もあるのではないかとということで、12番の職員の責務ということですが、

特に、その職員の責務を書くときに、災害時対応だけをたしか特筆した話ではあるのだけれども、それだけ書くと、「じゃ、平常時はいいのね」と、ちょっとへそが曲がったような物言いなのですが、そういうふうに誤解されても困るのね。災害時に最前線に立って職員が頑張っているのは非常に評価するところなのだけれども、それだけを書き込むと、全体の職員の責務というところではバランスが崩れてしまうのではないかという思いがあるというこ

とだけお伝えさせていただければと思います。

【座長】 住民投票問題については、この懇談会では大議論があつて、延々と議論して、この市民参加でいろいろ市民の意見を聞いても、ぜひそれは入れろ、入れろというご意見が多くてここまで来たわけで、議会との間に落差があるのかもしれませんが。ですから、今度は条例案まで行ったときに、それは早過ぎると議会が判断されるのかもしれませんが。そのときはそのときで、議会側の対応に任せる以外にないのですけれども、常設的な住民投票で、そこに外国人を入れるか入れないかとか、いろいろな論点については、正直、この懇談会の中でも意見が結構割れました。私、座長を除けばほぼ半々のような感じになっていて、私はどちらにもくみしませんと言ったのですね。これは両論併記ではないですけれども、この懇談会では両方の意見がありますというようなまとめ方にしたころもあります。そのくらいかなり議論のあるところでございますから、議会でも議論されるときはかなり真剣に議論していただかなければならない。特に、ここは別の条例が必要になるところですから、条例案が出てきたときに十分ご議論いただきたいと思っています。

ただ最後に1点だけ、もう時間がないので申しますと、議会と執行機関との間の調整について、1点厄介なのは、議会のほうでは既に議論されてきた議会基本条例を何とかできるだけ早くまとまるうちに、議会としてはまとめたいというご意向があるみたいに聞いています。そうすると、比較的短時間の間に、これから何カ月もしないうちに議会としての最終決定になるのかなと思うのですね。

しかし、こちら側が市長に最終的な報告をして、9月に報告をして、それから、その職員が条例化、条文化する作業をしていくわけですけれども、そのことに1年ぐらいは必要なのではないかと職員のほうは言っています。そうすると、それだけ十分慎重に準備をして、それから議会に提案するとしていくと、1年ぐらいかかってから初めて議会提案になるとなると、議会基本条例が審議され、決定されると、自治基本条例が議会にかけられるのと時間がずれるという問題があります。

そこで、そのときにどう双方を調整するかというのは結構厄介な話で、執行機関側と十分ご議論いただきたいと思うのです。そのタイミングのずれという問題は、かなり深刻な問題だと思っています。

【A議員】 それは、議長も議会運営委員会の委員長も今一番頭を悩めているところござ

います。十分承知しております。

【座長】 どうもありがとうございました。

<空>

事務局において資料の確認をしたあと、座長から本日の趣旨について説明を行い、その後意見交換

【C議員】 お時間をつくっていただきましてありがとうございます。私のほうで最初に多少意見を言わせていただきます。まとめて会派としての意見を言わせていただきます。その後、そうは言ってもまとまっていないよという話があるかもしれませんが、それは残りのメンバーから意見を申し上げることになるかもしれませんが、最初に私から申し上げたいと思います。

今、第六期長期計画の策定が武蔵野市で始まっています。この前の策定委員会の第2回目の会合で、武蔵野市の将来30年先の人口推計が出ています。これはぜひこちらの委員の皆さんにも事務局のほうから差し上げて見ていただきたい、ご説明を後でいただきたいと思っています。策定の過程で財政的な見通しについても、30年先のこと、それから長期計画の期間内の財政見通しが出る予定になっております。その辺も、いずれ、まだこの懇談会は継続すると伺っておりますので、ぜひお目を通していただいて、意見交換をしておいていただきたいということですが、なぜそういうことを申し上げるかということ、30年先の武蔵野市の人口が16万人を超えるという推計が出ています。当初言われていた、いわゆる一般論というのは、少子高齢化ではなくて、子どもたちの数は30年たっても実は変わりません。むしろ微増ぐらいの数ですね。それから、高齢者人口が約1.6倍になります。高齢者人口が1.6倍になります。生産年齢人口は8万人から9万人の間で、1回増えるのですけれども、また下がって、でも、実は生産年齢人口も武蔵野市は変わらない、一定の数をキープするという内容が出ています。僕は、これはある程度信憑性があると思っています。

そういう状況を見ながら、長期計画の委員の間でもこれからされるのですけれども、30年後のビジョンについて、きちんとした議論がこれからされると期待しています。

何が言いたいかということをお申し上げると、自治基本条例のようなものについては、いろいろな性格があると思っています。いろいろな性格、立ち位置があると思っていますが、僕

らがそれなりに自分たちの意見を申し上げてきたことの内容は、まずは、こういうものは先を見て意見を言うことがあってもいいのではないかということですね。法律なり、こういう条例なりというのは、これまで積み上げてきたものについて、それをきちんと整理をして、まとめて定着させていくことが一つあると思います。これも一つの大きな問題だと思います。

でも、将来、この30年後に向けて、武蔵野市はこうなる、あるいはこうしたいねということを、先に向けて物を言うということもあってもいいのではないかと僕は思っています。それで、例えば今回の文書で差し上げた意見の中の、最初に武蔵野市高齢者福祉総合条例というものを上げました。これは、副市長もいらっしゃるのですけれども、平成12年、介護保険直後ですね。同時ですね。見た感じ、要するに介護保険の施行から、これからその事業がずっと進んでいく、広がっていくことに対して、ここから先の動きに対して、武蔵野市は高齢者の問題についてこう考えていったらどうでしょうかという一つの問題提起ではなかったかと僕は思っています。つまり、これからの高齢者施策に対して物を言っていると、僕は改めて高齢者の福祉総合条例というものを読んでみて思ったわけですね。

ただ、もちろん言葉的にちょっと古いものも混ざっています。混ざっていますけれども、ちょっと改正の必要があると思っておりますけれども、やはりあれは先、つまり今僕らが読んでみたときに、この間の介護保険施行から20年の高齢者の極めて大きなサービスの充実とか社会の転換ということに対して、確かに物を言っているなという感じを持っています。自治基本条例みたいなものは、そういう役割があってもいいのではないかということの考えのもとに、これまで意見を申し上げてきたつもりですので、そのことについて、もう一度ちょっと念を押させていただきたい。

例えば日本国憲法というのは、ある意味、随分先のことに対して物を言っている気がするのです。現実よりも大分先を行っているわけではないですか。そういう立ち位置もあるのだと僕は思っていますので、そこをご検討いただいて、その場合に、あるべき30年後の武蔵野市の地域社会のあり方と現状とを考えて、一番大きく変わるの何かということになると、もちろんサービスの量とかは変わりますよ。高齢者サービスの量とかは、1.6倍ですから、サービスは純粋に1.6倍にならなければいけないわけだし、量は変わります。

もう一つ言えることは、子育てにしても介護にしても、より一層の社会化が進むことは間違いないと思います。つまり家庭の問題や親の問題ということにしていたことが、これからは、より一層、さらに、介護の社会化は随分進みましたけれども、さらに全般的な介護も含めて社会化が進行する時代だと思っています。

そのときに、やはりこれまで親あるいは家庭任せにしていた——既にそうっていないのですけれども——部分がまだ残っているところから先へ進むとすれば、地域社会の中における共通のルール、それから共通の考え方を、改めてこの先を見てつくっていく、備えておく、先に物を言っておくということは、僕は大事なのではないかと。

とりわけ子育て施策の分野については、今回、今、厚生労働省が言っている子育て世代包括支援センターというものがあるのですけれども、僕は名前を変えたほうがいいと思っていますのですが、僕は「子ども・子育て包括支援センター」がいいと思っていますのですが、子育て分野の政策を総合的に再編して、一つ大きな柱をつくって、立てていく時代に入ってくると思うのですね。これは今度の長計に入ると思うのです。

そうなったときに、例えば子育て世代、子ども支援あるいは子育て世代について施策はつくられていくけれども、基本的な考え方はこういうものではどうでしょうかというのが、僕はあってもいいのではないかといまだに思っています。くどいようですが、そういうことを申し上げておきたい。それが私どもの立ち位置ということです。これをまず申し上げておきます。

ただ、そうは言っても、ここまで議論を尽くしていただいて、一定の方向性や一定の結論が出てきている段階でどう物を申し上げればいいのかということを私たちなりに考えたわけですが、それがここの今回提出させていただいた文書の中に書いてある問題です。私たちの会派だけではなくて、市議会からも、それから市民の方からも、ここの今後の取り扱いについてというところを読みますね。3というところですね。

骨子案素案については、市議会だけではなく、多くの市民から、そして、市の職員の方からも非常にたくさんのご意見をいただいていると思います。それをこのA3の大きな冊子で全部読ませていただきました。中には非常に貴重なご意見もたくさんあると思っています。しかし、それらについてさらにこの時点で十分な検討を加える時間は、懇談会におかれては少なかったのではないかと私たちは考えています。しかし、寄せられた意見は軽視できないものも数多くあり、これをどのように生かしていくのかは重要だと思っています。そこで、以下のように提案させていただきたいと思います。

1つ、骨子案の市長への提出に当たっては、多様な意見が多数出されていることを踏まえ、市長部局における再検討の余地を多少なりとも残したものにさせていただきたいということですね。市長が中心になって、いよいよ条例案をつくるという段階で、いや、この間出てきたこういうことについては、やはり取り入れる必要があるのではないかとすることがもしあれ

ば、そこに手を加えるということが可能なものにしていただきたい。そういうしつらえにしておいていただきたいということが1つです。つまり、懇談会としてコンクリートし切らない、多少の幅のあるものにしていただきたいということです。これが1つです。

それから、もう一つ、また、子ども・子育て支援やコミュニティの問題にとどまらず、寄せられたご意見の中には、自治基本条例でない、他の条例で対応すべきもの、それから市の長期計画などで検討し、具体化すべきもの、個別的政策で対応すべきものなどが幾つも含まれていると考えています。それは、大事な問題だから自治基本条例に入れてもらいたいと思っただけで言うほうは言うのですけれども、そうは言っても、それはこっちでしょうみたいなことも、確かにそれはあると思います。そういうことについても振り分けることも大事だと私は思っています。

ですので、当条例にとどまらない問題がたくさんあるということですので、寄せられたご意見を、市長案を検討する際の検討対象としてだけではなく、その引き継いでいただいたものを市当局に対する、他のステージも含めた検討の材料としていただきたい。せっかくこれだけのご意見が寄せられているということを踏まえて、幅広の議論の中にもう一度戻していただくということが、そのことも市長のほうに申し送っていただきたいというのが私どもの意見です。

いろいろ出されたご意見の中には、皆さんの、市民の方の、あるいは職員の方の市に対する期待や思いや批判が入っているということですね。その処理の仕方は、確かに自治基本条例にとどまらない問題があることは事実だと思います。何でもかんでもこれに盛り込んでくれというのは確かに無理があるのかもしれないと思っています。ですので、なるべくそれを生かすような手だてをとっていただきたいということは、大きな、取り扱い的な私たちの提案です。

差し上げた文書に戻りますと、1ページのところで、子どものこと、それからコミュニティのことと書きました。これはやはり一番最初に申し上げたとおり、未来に向かって物を言っただけというのが私たちの希望ではあるのですが、確かに高齢者総合福祉条例があるように、子どもの権利条例というものがあってもいいかなと思いますし、コミュニティの問題については、これも大事な問題なのですけれども、戦後に私たち武蔵野市は、戦後のこのまちの非常に大きな特徴として、高度経済成長によって、いわゆる日本のすぐれた中間層が集まってつくったまちだと思っています。その価値観がよくあらわれていて、コミュニティにもあらわれていると思います。それが一時代を築いたと思っています。ただ、この先の次の

世代が、これを踏まえてどういうまちをつくるのか。そのときのコミュニティのあり方というのは大変大きな問題だと思っています。これは、明らかに転換する上で、いい意味での戦後の日本社会がつくった一つの典型のような武蔵野市のコミュニティや地域社会ということが、次どこに行くのかは大変関心のある問題ですが、これは市から物が言いにくいとすれば、これを重要な問題として捉え、物事を見直していくんだよという趣旨のことが、新しい時代と一緒につくっていくためには不断に見直していくのだという趣旨のことを入れておいていただきたいということは、大事な問題だと思っています。過去のつくってきたものの上に、次は質的に転換があるんだよという意味のことをやはり伝えていただきたいということは強く思っていますので、何かそこは入っていけないかなと思っています。

とりあえず、私からは以上です。よろしくお願いします。

【座長】 ありがとうございます。

ほかの方もご発言になりますか。どうぞ。

【D議員】 きょうはお時間をくださってありがとうございました。私からは、子どもの人権、子どもの権利について資料を提出させていただいておりますので、お目を通していただけたら助かります。

この自治基本条例の骨子案素案を読ませていただき、また可能なときには傍聴させていただき、この自治基本条例の素案の持っている特色としてすごく感じたのは、この情報公開とかといった、武蔵野市として非常に市民参加型の自治を目指してきたという形が見てとれる、そういった思いも感じられる自治基本条例の素案だなと思って読んでおりました。

しかしながら、子どものことに関しては全く入っていないというのが、私、子育て世代からしてはちょっと違和感を感じざるを得ませんでした。ほかの自治体の例を出させていただいております。新宿区の自治基本条例、厚木市の自治基本条例、また大分市まちづくり自治基本条例、これだけではないのですけれども、わかりやすいので切り取らせていただきました。これらには子どもの権利、子どもたちが、子どもは権利の主体であり社会の一員、これは武蔵野市の一員として一緒に学んで、成長する権利が保障されていることと、武蔵野市のまちづくりの参画が保障されていることと、子どもというのは武蔵野市の歴史とこれからの継承していく次世代の担い手であること、そういったエッセンスをどこかにでもいいので入れていただきたいと思っています。

この子どもの権利については、たしか私が傍聴したときがその前の段階で却下されていたと思います。ちょうど「ええっ？」と思って聞いていたので、そうだったと思うのですけれども、私は、やはり今この時点で自治基本条例をつくるのに、未来志向型というものにもかかわってくるとは思います、子どものことが全く書かれていないというのは、やはり若い世代、またその子どもたちから見てどう映るのかなというのがとても気になっているところです。

ただ、今の時点で、この市民の権利というよりは、市民の役割として位置づけられていて、今から子どもの権利という章立てをしろというのは少し無理があるかと思いますが、私からの提案といたしましては、前文の部分に「子どもは武蔵野市の歴史とこれからの継承していく次世代の担い手であること」、これは、例えば大分市のまちづくり自治基本条例を例に出させていただきましたが、そのようにニュアンスとして入ってきています。

また、市民の役割の部分にも、その子どものところを少しでもカバーするような言葉をぜひ入れていただきたい。子どもの権利に関しては、1998年の国連子どもの権利委員会から日本政府に対して、「この子どもの権利の感覚が社会に浸透していない」という指摘を受けています。そして、元上智大学の網野教授も、先日、子どもの権利のこの言葉の普及だけではなく、実践に対しても不十分であるというお話をされてきました。そして、東京大学の名誉教授の堀尾先生も、子どもの権利は全ての人権のベースである。そういったようなお話をされています。ですので、エッセンス的なものでもいいですので、子どもの権利にかかわる言葉、またその思いをこの自治基本条例に少しでも入れていただけたら、自治というものは子どものころからシチズンシップとして持つておくべき感覚だと思っておりますし、子どもたちが武蔵野市の中で育つ中で、そういったものを体感しながら成長していただきたいと思っておりますので、その思いをぜひ、18歳は現状で入っているのだからというような前回却下のときの話だったと思いますけれども、そうではなくて、今あえて言及しなければいけないのだという社会の動きも鑑みて、この言葉、そしてこの思いを何らかの形で入れていただけたらなと要望したいと思います。

以上です。

【E議員】 すみません、一言だけです。僕の意見を出したところ、最初の部分の（１）、（２）それぞれミスプリントで、日、月と書いていますがAとBの間違いです。意見を言わせてください。

私自身、実際にこの策定開始のころ、自分としても子どもの権利をどう取り上げるか迷っていました。といいますのは、国の教育機会確保法という法律ができました。そのときに、最初に子どもをたくさんの選択肢のある教育の機会をつくろうというところからフリースクールも含めてスタートしたのですけれども、それが最終的には不登校の対策、対応をしようというところに方向として切り替わってしまったというか、そういう解釈もできるような法律になってしまった。

あとは、今のこれからの、今度新しい学習指導要領というのは、ある部分、子どもの考えであるとか意見であるとか、子どもの視線が、僕から見ればですけれども、無視されてそのまま進んでいこうとしているというところで、この（２）のところですが、武蔵野市では、中高生世代会議であるとか子どもの意見を聞くというのを丁寧に、現場では子どもと本当に対話をしながら進めています。そういったことを丁寧に、丁寧に行政としても積み上げながら、実践を重ねていくのと同時に、そういった権利を考えていくということを進めていけば、実際こういったことも取り上げることが可能だと思います。以上です。

【座長】 ありがとうございます。

先を見て物を考えるとか意見を言うことが大事だということは、そういう視点もあると思います。国のほうも、2040年懇談会とかをやって、総務大臣もいろいろ出していますけれども、かなり大きな激変をこの日本社会はしそうなので、そういう視点で物を考えることは非常に重要だと思っています。そういう意味で、できるだけ決め切らないで、市長部局での条例案づくりのところとか、これからの段階に幅を持たせる、ゆとりを持たせる、そういう形にしてほしいというのは、私たちもそう思っています。大賛成でございます。そこまで細かいことまでこの懇談会ではとても決め切れませんので、今後の議論が非常に重要だと思っていますから、ぜひそうして、議会もそれに協力していただきたいと思っています。

それから、私自身が感じていることで、全部にお答えできませんが、コミュニティの問題についてですけれども、私も長期計画の策定以来、長整計画に初期にずっとかかわりましたから、コミュニティ協議会とかコミュニティセンターづくりのことについては、随分それぞれのコミュニティセンターごとというか協議会ごとに多様性がある、いろいろな意見があって、それをどう調整するかということで、コミュニティ市民委員会ですか、何かがつくられたときに、その座長もやらされたのですね。それで、皆さんのコミュニティをまとめていくのは物すごく大変なことだということを実感しました。

それから今ずっと、武蔵野市とかかわらないで何十年と来ましたから、今のコミュニティがどうなっているのかは、正直よくわかっていません。現在の時点でですね。ですけれども、どうも市のほうでは、市長がコミュニティを見直すというような発言をしておられるとか、それではどういう方向に見直すのだという、その方向性はあまりはっきりしないんだよねとか、今のままで行くわけがない、変化せざるを得ない、それは皆さんおっしゃっているわけですが、どういう方向に変化しそうなのかということ、ある程度まとまった見解があるかと思うと、どうもそうでもなさそうなので、コミュニティの問題についてはどう書けばいいかということが、私自身よくわからないところがありますね。ですから、自治基本条例に何らかのことを書くとしたら、そこまでに市議会も含めてコミュニティ問題についてかなり議論を詰めていただかなければならないのではないかと感じます。私は、現在の姿がよくわからないところがあります。正直なところでは。

それから、一番最後に、この条例の見直し規定のことが出てきているのですけれども、これは改正の手續の話ではなくて、見直しということを書いていってやらせるのは、何か必要があったら、いつでもこういう手續で改正ができますよという話ではなくて、どんどん世の中が変化していくのだから、何らかの周期で、何年間ぐらいたったらば、ここで一回見直すということを決めておくべきだというような趣旨だと思うのです。そうすると、それが4年でいいのか、市長の任期とかということを考えれば4年とかという区切りになっていくのかもしれませんが、もうちょっと長いことと言えば5年でとか10年でということもあり得るのかもしれませんが、見直し規定ということはあまりこの懇談会の中で議論したことがないので、これを改正手續とは別に、何かそういう見直しの期間というものを設けるか設けないか、ちょっと議論してみたいと思っています。

私からは以上です。

【副座長】 今の見直し規定ですけれども、ほかのところでも4年ごとに見直すとかあるのですが、実は事務局が困っています。何を見直すのかとか、何を評価するのかと。まず評価しなければいけないですね、見直し案。そうすると、何を、どの項目で評価するのか、こういうことになるし、結構私も相談を持ちかけられているのですけれども、私自身も今のところ答えが出ていないぐらい、見直し規定というものは。なぜかという、これは自治基本条例ですから、あまり見直しをかけてしまうと、基本になるかどうかという問題になります。したがって、これは、もし見直すのだとしたら、議員提案によってやる権限を議会にはあるの

ですから、それでやられて、それを行政側に責務として見直しというのではなくて、議会側がどうこれを解釈するかと位置づけてもらいたいと思いますね。

したがって、もう一つ、D議員からの子どもの権利。子どもの権利というのも、子どもというのは、何を、どの年代を捉えて子どもなのか。子どもと言ったら、今度は老人も要るでしょうとか、こういうふうになって、では老人の権利とか、いろいろな世代間の問題がある。この問題があって、武蔵野市は青少年会館とか婦人会館をつくっていないのです。今までの流れの中で。それを世代で割ったらおかしいだろう。誰でもが共通できる、したがって「市民」と言っただけで、これは子どもも当然含まれる。

ただし、私は、これで前文の中にとか、どこかに子どもの権利を入れてほしいと、これは賛成です。もしかしたら議論の中で飛んでいるかもしれませんので、これはあるかな。ただ、個別具体的にになると、では、「子どもというのは何歳をもって子どもなの?」「子どもの定義はどうするの?」「未成年者なの? 児童なの?」、こんなような問題があって、ここに新宿区の例が載っていますけれども、「その年齢に応じた市民の責務を負う」。「その年齢に応じた市民の責務」って何ですか。こういう不確定な要素によって、それを責務という義務的な規定を設けられてもやりようがないのかなと具体的に思います。ただし、自治基本条例ですから、子どもの権利とかというものを明確にすべきだという意見は賛成です。

【座長】 何かあれば。いいですか。ご感想でも。何かあれば。

【I委員】 未来志向というか、年齢の推移から見て高齢者の福祉を充実させることに焦点を当てるとの観点と、子どもの権利というご主張からは、いわゆる社会的に弱者と言われて人たちの視点も入れていただきたいというお話だとお聞きいたしました。まことにそれは結構なことで、私も大賛成です。また、先ほど日本国憲法が未来志向だというお話をいただきました。未来志向ということは、言い換えれば、憲法は現実よりも理想を示しているということでもあると思います。そこから敷衍すると、社会というのは常に変化するものですので、根本法である憲法や基本条例というものは、ある意味では普遍的なものを書かざるを得ない性質を持っています。

普遍的なものを考慮する場合に、先ほども副座長からのお話があったように子供の権利でいえば、選挙権の年齢が20歳から18歳に変わったように、将来的にはもっと年齢が下がるかもしれない、あるいは上がるかもしれないと、いろいろな変化が起こり得ます。それに対し

て、一々、詳細に対応していくことは基本条例としての性質としてはそぐわないのではないかと等々と、ここに示されている草案は、懇談会で、何が普遍的なものかと皆で知恵を絞った成果である、ということもご承知いただければと思います。

それはそうとして、本日、議会の会派の皆さんに対峙する形で、執行側の事務局が背後に備えるような形で座らせていただいて、ふと、自分たちが議会から糾弾される行政側の立場の人間のような、そんな感覚を覚えてしまいました。しかし、今回のこの草案は、執行側が立案して議会に議決してもらおうという形ではなく、議会の代表の議員の方々も含め、市民の皆様もメンバーに含めた会によるものです。また、議員の皆さんが所属している議会とは、立法権を持ち、まさに条例をつくる機関だと思っておりますので、こうしてくださいとか、まだ書き換えの余地を残してくださいとかいうご発言をいただくと、事実上そういう形で運営されてきているのかもしれないのですが、法律の原理論をずっと追求している者にとっては、それこそ、理想と現実が乖離しているのか、という印象を覚えました。

したがって、今私が述べようとしていることは、先ほどの別の会派の方に宛てるべき発言で、会派の違う皆さんに申すべきではないのかと思いますが、ついでに言わせていただきます。市民の代表としての立場にあるのが議会であり、議会の議員の方だと思っております。是非とも、市民の代表として市民の意見をどのように市政に運んでいくか、市民の意見を反映させるルール作りが自治条例、基本条例なのだという意識をもって、さらに、ご自分たちが条例をつくる立場だとの認識の下で、議会での議論をより進めていただければと思います

【座長】 ほかの方、ご発言ありますか。よろしいですか。

それでは、時間なので、申しわけありません。

【C議員】 わかりました。ありがとうございました。

<日本共産党武蔵野市議団>

事務局において資料の確認をしたあと、座長から本日の趣旨について説明を行い、その後意見交換

【F議員】 日本共産党武蔵野市議団でございます。よろしく申し上げます。本日はこうい

う時間と場を設けていただきまして、遅い時間にもかかわらず大変ありがとうございます。

それで、お手元に私どもの意見ということで5ページにわたってお出ししてありまして、大体こちらの意見といいますかお伝えしたいことは、お読みいただければ伝わるかと思っておるわけですが、時間の関係上、全部は触れられませんので、若干触れられればと思っております。

まず、ペーパーの1ページの大きく1番と2番に分かれているわけですが、大きな1番の4月の懇談会対応方針について、条例の位置づけについてですね。これは、私、先ほどほかの会派のものを途中から傍聴したもので、もしかしたらそのところで条例の位置づけの話が出ているか——出ていなかったですか。

【座長】 出ておりません。

【F議員】 出ていなかったですか。そうですか。今回、基本条例ということなので、行政全般の運営といいますか、議会もある程度含んだ中での武蔵野市の基本的な条例ということですが、条例に上下関係がないということなので、最高規範性ということは書かずにということが、骨子案素案のほうでも見解が出されております。

それで、ここに書いたのですけれども、そちらからの回答にも、対応案にもありますけれども、この基本条例に整合性を保つように努力しなければならないとあるのですが、私は何となくわからないというか、条例同士が、当然矛盾してはいけない。どこかで矛盾したら体系が崩れますね。だから、条例同士、相互に整合性を保つのは当然だろうと思いつつ、基本条例だから、基本条例に合わせてほかにも整合性を保つようにしなければならないというのは、説明として、ある意味当たり前というか、でも、基本条例なのだからというのが、どこに独自性があるのかがやはりわからないので、その説明をもう少しいただければと思っております。

では、私の方でお伝えしたいことを幾つか先に言います。あとは、(3)市民役割、①市民の役割については、市民の権利、役割、責務だと強いということがありますので役割という表現だと思いますが、市民の権利、権利の主体としての市民の位置づけが、ほかの項目それぞれの中に入れるという整理をしているというのが対応案なのですが、ここはもう少し説明をいただければと思っております。市民の権利がもう少しわかるような形になったらいいいのではないかと考えていることなので、

それから、2ページの(4)の②住民投票。これは、先ほども若干住民投票の話でやりとりがあったと思うのですけれども、私どもは、住民投票というのは、基本的にそういうやり方があると思っっているわけです。ここに書きましたように、やはり地方自治というのは、そもそも直接民主制の要素が入っているわけですから、そういう中で住民投票というのは、一つの住民の意思表示の手段としてあり得ると思います。そういう中でどこまでその仕組みを盛り込むのかというのがやはり論点になると思うのですね。それについて私は、ここにも書きましたが、やはり積極的考えのほうがいいのではないかと思っっているのですね。もちろん議会の中でもいろいろな意見があることは事実なので、それはその議会としては最終的にどういう対応の判断になるのかということはありませんけれども、やはり各地で住民投票が幾つかやられていて、その時々その地域にとって一番焦点になっている問題で、住民の意思を表明したいという住民の皆さんの思いがあっ、て、そういうことがやられると。これは、ある意味で、議会とか市長に対する批判のあらわれになるかもしれません。そういう住民投票をやられる事態になるということはね。しかし、そういう仕組みを入れておくということは、私はやはり先進的な条例になると思う。だから、それは、例えば発議を住民の何分の1でやるのかという数字的な議論は当然あるけれども、そこを議論の論点はあるつつ、なるべく積極的な方向性でやるのがいいのではないかとというのが基本的な考えとして持っ、ております。

あとは、なるべく書かないほうがいいなと思っっているのは、3ページにあるような(6)の健全な財政運営についてというのは、これはある意味、当然なのですけれども、それをどの辺に書くのかなというのが、私がちょっと疑問に思っ、ているところなのです。それから、(7)の役割分担論も、そういうものを書くのはちょっと書き過ぎではないかと思っ、ておりますし、(8)の広域的な連携及び協力についても、協力するのは当然なのですけれども、それがお互いに協力し合うという名目のもとで、これは例えばですけれども、例えば図書館は各市に要らないから、どこかにあっ、て、まとめてみんなで使えばいいじゃないかとか、そういうような協力のあり方は違っ、うだろうと思っ、ていますから、そうならないような、要するにサービス削減の文脈にならないようにということ強く言っ、たいと思っ、ています。

それから、平和については、(9)ですが、私どもこういう独立章立てにしたことは評価しているのですけれども、核兵器の廃絶について、今世界でも、去年、核兵器禁止条約がつくられたと。武蔵野市もこの間ずっと「核も戦争もない平和な世界を」ということを言っ、ておりますので、そういうような方向性を条例に、せっ、かくこの骨子案で平和という章立てをやっ、たわけですから、核兵器についても積極的にもう少し盛り込むことができなっ、たらあつ、たらいいかなと思っ、ています。

という思いは持っております。

それから最後の②の前文法規範性については、座長を前に大変恐縮でございますが、法規範性については、前文については一般的に裁判法規範性はないと思うのですけれども、ただ、法規範性は、やはり法的性質はあるだろうと。条文にあれこれ書いて、それが一番効力を持つというのは、基本的にはそうだと思いますけれども、前文というのも法的な位置づけはきちんとあるだろうと私は思っていますので、対応案のような書き方だと、私はちょっとどうかという思いを持っております。

では、少し、何かご意見ありましたら。

【座長】 ではこちらも一遍に。副座長からやっていただけますか。

【副座長】 まず、住民投票については、あくまでも議会というのは、最終的には決定権者です。それで、例えばここにいる副市長を含めて、市の職員全員、行政は委託しようと思えば委託できます。その委託化の方向が現在の流れですから、副市長は別問題として、職員は、ある埼玉県の市長をやられた方が、600人の職員全員の首を切って35人体制でやると言って話題になったことがあります。それで、平成15年を初年度としてもう始めるといって始めていくところがあって、その市長が途中で辞めてしまったもので、そのことは多分頓挫。ということは何を言いたいかというと、行政は、市長さえいけば全て委託できるのです。市の職員でなくてもできるんです。

ところが、議会は絶対委託できません。なぜならば、決定権者なんです。したがって、最終的に住民投票があろうがなかろうが、決定権者は議会です。したがって、住民投票というのは補完としての制度です。手続としての制度です。ここの基本の法律問題を押さえないで議論をしてもちょっと中途半端になって。なぜ中途半端かというと、環境基本条例を平成元年に神奈川県の中で市長に頼まれて原案を全部つくったんです。そうしましたら、議会で否決されたんです。住民投票が入っているからいけないと。それで、今もその市の基本条例は、その住民投票を除いた分で、ほぼ私の原案どおりになっているのです。もう30年前の議論を今しているんです。だから、武蔵野市の先進的な事例からいったら、住民投票、決定権は議会にあります。補完制度としての住民投票。これをどう自治基本条例の中の手続として入れるかということが、私は大事だと今までからも主張しています。

それから、前に戻りますけれども、この前文の整合性を保つように努力しなければいけな

い、これは最高規範性の問題もあるのですけれども、これは、やはり一番無難な考え方は、誰でもがこれは理解できるだろうなというのは、最高規範性と自治基本条例は、それから解釈基準であるという、この2つの流れがあるので、誰でもがある程度理解できるかなというのが「最高規範性？ 条例に上下なんかないだろう」という議論もありますから、したがって、解釈基準ということにすれば一番無難だなという考え方で解釈基準。

ということは、大きく分けて、まず、武蔵野市の条例体系は、全国的に見てもまだまだ途中です。何が途中かといったら、個別条例があって、福祉基本条例のように中間基本条例があって、今その段階なんです。そのさらに上の自治基本条例がないというのが今の段階です。そうすると、これらはどうしているかという、今は中間基本条例に沿って、個別の老人対策も解釈しているわけですね。それと同時に、本来の自治基本条例をきちんとつくって、最高の解釈基準として、それで運用して、先ほども裁判規範ではないと言ったけれども、自治基本条例をつくれれば裁判規範です。裁判としての基準になりますから。だから、自治基本条例、これは司法の場に委ねるという意味です。裁判規範というのはね。したがって、私は、自治基本条例も裁判規範としての位置づけを持つ自治基本条例がありながら、自治基本条例をやっていないじゃないかということで、当然訴訟の対象になってもいいかなと思っていますから、最高規範というよりも解釈基準ということが一番無難かなという意味でこういう内容になっています。

それと、「市民の役割」というよりも「市民の権利」としてありますけれども、市民の権利なんて、もう法律、憲法から各個別の条例で決まっています。したがって、これはそういう意味ではなくて、市民の役割、やはり権利がほぼありますから、その権利に基づいて、その正当な権利をきちんと主張してくださいよという意味の役割、こういうような役割も私は必要だなと思っています。

以上です。

【座長】 最初の最高規範性の問題は今お答えになりましたね。裁判規範というのは、前文についてお使いになった言葉ですね。

【F議員】 そうです。

【座長】 ちょっと誤解、混同していると思うのですけれども。

【副座長】 多分これは前文も入れるか、今の憲法では入れないというのが解釈の基準ですけども、しかし、これはそこまで含めてもいいのではないかと解釈してもいいかなという解釈も成り立ちますね。

【座長】 要するに最高規範性を持たせたいと思っているわけですよ。ただ、実際に基本条例も条例も、自治法上、条例であることに変わりはないので、そこに上下関係はないという理解ですから、一般的にはそういうふうには使われないというか、最高規範というのは、条例の中に最高規範を決めるなどという規定はどこにもないので、その言葉を使うと問題になるから、だから、国の法律でいう基本法と一般の法律との関係が類推されているわけですよ。教育基本法というものがあって、学校教育法、その他何とか社会教育法とかいろいろありますね。そのとき、やはり教育基本法とその関係が裁判で争われたことがあって、基本法はやはり基本法なのだ。そこは、解釈基準としてそれに従うべきだ。ほかの法律は整合性を持たなければいけないという位置にあるのではないかと。だから、基本法と名乗っているのではないかという裁判例が出てきているから、その論理は使えるねということで「解釈基準あります」と言って、実際上は、自治体のレベルで最高規範であるかのごとく運用するということを狙っているということなんです。表向きに言えないから。表向きに「自治体の憲法だ」とか言うと、「誰がそんなことを許した」という話になるし、「最高規範だって、そんな言葉をどうして使えるんだ」ということが必ず出てくるから、そういう争いを避けようという趣旨だけです。

ここの基本条例として、「その他の条例はこの基本条例に整合性を保つように努力しなければならない」という表現が適切かどうか、ちょっとその解釈基準ですという上下関係がそこに含まれていないと感じられるとすれば、適切な言葉ではないので、こちらで使っている言葉のほうがむしろいいかもしれない。骨子案の素案では、「他の条例の解釈の基準となる基本的な条例で」というほうが正しい言い方であるかもしれません。そういうふうに理解していただければと思います。

それから、住民投票のところでの「公職選挙法の規定に準ずる」というのは、日本の公職選挙法が全く理想的なものだと私も思っていないので、これは機会があったらかなり大きく改正してしまいたいと思っているほうですから、おっしゃっているご趣旨は、戸別訪問も自由にしようかというようなことは、できればそうしたいと思うのですね。ただ、住民投票

をやるからには、何が起るかわからないわけで、選挙運動で何をやってもいいのなら、買収行為も行われるかもしれませんし、ありとあらゆることの可能性があります。それはどこまでいいのだ、どこからはいけないのだということをやはり決めざるを得ないので、基本的には、公職選挙法に準ずるような何らかのルールを決めなければどうにもなりませんよ、始末がつかえませんよということを行っているだけで、もし公職選挙法のとおりでは困る、やはり戸別訪問は許そう。買収は問題外だけれども、戸別訪問は自由にしようというのなら、そういうふうに住民投票条例で明らかに規定しなければいけない。その他のことは公職選挙法に準ずるとか、何かそういうふう決めないと、ルールが決まっていなことが、白紙の部分が多くなってしまっ争いを起こすだろうと。そのことだけで争ってしまうということになりかねないので、かなりこれは制度設計その他になると厄介事、細かいことを決めなくてはならないですよ、条例づくりに相当苦労しますよということをお願いだけです。それをやりますから、もう少し自由化しようよというのなら、大いに議論してやってください。

【副座長】 もう1点、3ページの健全な財政運営、これが必要でないのではないかというような意見があったのですけれども、私は絶対必要だと思っています。何が必要かといったら、武蔵野市は財政力指数がトップクラスなんです。ベストテンに入りますね。

【名古屋総合政策部長】 1.5だと思います。

【副座長】 これは、そうすると、もうある程度市長は自由なお金を使えるわけですね。ほかのところは、もう補助金とか、自由なお金を使えませんから、こんなこと書いたって、何の意味もないことはわかっていますけれども、武蔵野市の場合には自由に使える金が、潤沢な予算があるんです。ですから、それをきちんと健全な財政運営ということで締めておかないと、これがなかったら、ほかのところでは自由に使っていいよねという話になって、当然決めるのは議会が決めるのですけれども、その前提として、基本条例ですから、「健全な財政運営に努める」、こういうような内容は、特にお金持ちの富裕団体だからこそ、私は入れるべきだと思っています。

そうすると、では、それを政策として使うにはどうしたらいいのかと言ったら、これは、住民の意見を聞いたり、手続を完備して、自治基本条例にのっとって計画を策定して、それを決めるのは議会ですよという体系をここできちんとつくりたいというのが、自治基本条例

の流れです。これは私の主張です。

【座長】 ほかの議員の方からは個別発言はなくてよろしいのでしょうか。

【G議員】 4月のときにも質問させていただいたのですけれども、(7)の国と東京都との関係ということで、これについては対等という形で連携・協力となっているところなのですが、例えばこれは、福祉とか、東京都あるいは国が制度として行っていることに関して、市での上下関係ではないですけれども、対等関係とはいえども、制度としては、東京あるいは国との影響に関する市の役割というかについては、対等であったとしても、そのことによって、福祉施策とか市が行うべき施策について、これは国の問題だとか、これは都の問題だとかという形で、対等といえども、上下関係ではないですが、結構影響力というかね。それについては、きちんとその関係については整理しておくべきではないかと思っているのですがね。

それで、ひいては、そのことによって、福祉の、あるいは市民からの要望については制限をされるということにならないように、これについては、関係についてはときちんと整理をして、市がやるべき役割についてはきちんとすべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【副座長】 これは座長の分権にかかわっている話なのですけれども、これは、地方分権改革のときに、当時の自治省がパンフレットを出しまして、その中で「身近な政府、市町村」と言っているんです。今までローカル・セルフ・ガバメント、政府という形を、国では「市町村」ということで捉えてはいませんでした。学者の言葉なんです。それが初めて自治省が「市町村」を「政府」だと言った。ここで問題になる。政府とは何か、「市町村は」と言っているんです。「都道府県は」と言っていないんですよ。ですから、市町村ということは、武蔵野市は住民にとって政府なんです。ということは、住民の全ての責任を担っているんですよ。都道府県の問題だ、都の問題であろうが、国の問題であろうが、これが分権なんです。分権の趣旨。その趣旨を徹底的にここで明確にしていこうよという位置づけも含まれていて、したがって、その趣旨で地方自治法も1つの項目を入れて、横の関係にきちんと入っていますので、きちんと地方自治法の目次を読みますと、横の関係が出てきます。

それを踏まえて、改めてここできちんと武蔵野市の自治、市民自治を基本条例の中で明確

にして、政府を明確にしようよ、分権の流れに沿って行おうよ、明確にしようというのが、ここに含まれている趣旨、私が考えている趣旨です。

【座長】 これは、三鷹市の自治基本条例の例が36条というのは引かれていて、「国等に対し制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行う」ということが入っているということですが、武蔵野市で書いた文章がこれよりも劣りますかね。何か武蔵野市のほうがより積極的になっているのではないかと思うのですが。市は、住民の福祉の向上のため、市政運営にあたっては、自らの責任において主体的に判断し、行使できる権限を積極的に活用していくものとします。」と。また、「市は、市民にとって最も身近な基礎自治体として、自主性及び自立性を大切にしながら、国及び東京都との関係における市の役割分担を明確化し、対等な立場で連携・協力を図ります。」と書いているので、うちのほうがかなり踏み込んだことを書いているのではないかという気はするのですが。

三鷹市のほうも私がかかわっているのですが。三鷹市などより劣っているものを書いたかなという思いがちょっとあって。

【G議員】 ここで3ページから4ページにわたって書いた趣旨は、役割分担論ということについて、国はこういう役割だ、自治体はこういう役割だから、自治体は、もうこれ以上やりませんみたいな、自ら自治体としての主張を引っ込めてしまうような、切り縮めるようなことになったらまずいのではないかということをお願いしたいのです。そうならないようにしてくださいということです。

【座長】 なるほど、はい、わかりました。

【G議員】 では、数分しかありませんので、もう一つ大きなテーマが実はあったのですが、議会との関係なので、私どもの紙の5ページに①から⑤まであって、きょういただいた資料3ではもう一個あって6個あるのですが、基本的には、議会基本条例の今議論中で、そこの調整が今後どうやられるのかということになるでしょうから、いろいろ調整することは必要だということと、それから中身、どこまで書くかということについては、私も、基本的にあまり書き過ぎないほうがいいと思っています。ここに書いてあるように、例えば、④行政報告について、「〇〇について」とか「この範囲まで」とかというこ

とをあらかじめ条例に書くということは、しないほうがいいのではないだろうか。もちろん質疑の範囲ということで言うと、全然関係ない質疑をやってしまったら、それは変だなと皆さん思うでしょうから、ただ、それをあらかじめ文面の形で、「〇〇について」とか「この範囲まで」とやるのは、委員会なり本会議の、委員会だったら委員長だし本会議だったら議長の権限があるわけですから、議事整理権もあるわけだし。ですから、それをあらかじめ文面の形で条文に入れてしまうのはちょっとどうなのかなと思っています。

実際に今やられている⑤などでも、市長が委員会に出てくると。それはやれているわけですが、これまでやれていることを条文にきちんと書き込んで制度化するという意図がおりになるのだとは思いますが、どこまで書くのかというのは、もっと慎重に考えるべきではないかと思っていますところなんです。

議会の会期についても、まだ議会の中でどうするかという一致点があるわけでもないし。そういうことですので思っております。

【座長】 議会の会期については、取り上げている趣旨は、もう地方自治法がこれは改正してしまっているわけですね。通年制の議会を可能にしているわけですね。ですけれども、今の「年4回、定例会を設ける」とか、それは条例で決める。それ以外のものは臨時会だとなっている。それで運営しているわけですね。

武蔵野市議会が、それで何の支障もないということなら、今までどおり、定例会を年4回と条例で定めると決めればいいわけです。ただ、地方自治法がその選択を許していますから、どちらを選ぶのだということを明確にしたほうがいいのではないかと思っています。この中を変えろと言っているわけではありません。通年制にしたほうがいいよと我々が提案しているわけではありません。ただ、どうして通年制の議論が出てきたかという、サラリーマンであるとか民間企業のサラリーマンだったりする人が、現実になかなか市議になり得ない。その最大の理由は、定例会で集中審議をする。1週間なり10日なり、2週間なり。それは町村と市と都道府県によって違いますけれども、それだけの集中審議をして、その期間は朝から夜まで審議があり得るのだということになると、それだけ勤め先から休暇をもらうことはなかなか難しいですね。実際上できないということになって、サラリーマンと兼職はできないということが現実になっているわけです。

だから、それでは困るのではないか、もっと兼職を可能にしなければ議員のなり手もないのではないかと、いろいろなケースで、いろいろな問題が全国に出ますけれども、そうい

うことならば、通年制にして、週に1回は夜に開くとか、そういうやり方をしたっていいじゃないかということになって、それならそれで、そういうふうに、定例会を決めろとかと決めつけないほうが良いというような議論になって、そういう改正が行われたのですね。ですから、そういう改正をしたほうが良い、しなければもたないと思う市町村も出てくるかもしれませんが、そうではなくて、今までどおりでいいのだというところは、今までどおりにいきますと明確になされば良いわけです。

監査委員についても、議会選出の監査委員制度をとっていましたが、これを必ずしもとる必要はない。議会から選出する必要は必ずしもなくなったのですが、やめるかやめないかという問題があるわけです。ここを自治基本条例に書くとは我々提案していませんけれども、そういうことも書くなら、「うちはこれでいきます」と決めると。国のほうの法律が選択を認めていることについて、どっちを議論した結果、こっちでいきますよと決めることを求めているだけです。それを市民に明確にする。それが必要だと思っているということだけね。

【副座長】 では、1点だけ。先ほどの行政報告は必要ないではないか、これは、自治基本条例で必要ないではないか、それから議会基本条例で必要ないではないかという議論があると思うのですが、ここで、行政報告と全員協議会事項と区別ありますか。ないですね。何を全員協議会で協議して、何を行政報告に求めているか、あるいはするか。多分ないはずなんですね。私がいたころはなかったから、多分そのまま来ているはずですが、こういうものを議会基本条例に入れるべきではないのかという話です。だから、自治基本条例で書かなくてももちろんいいのですけれども、こういうものを検討してくださいという意味です。ぜひお願いします。

【座長】 議論し出したらいろいろ、将来はまた変わってくるかもしれませんが、武蔵野市議会のね。でも、当面そういう議論はない、うちの場合はこれでいいとみんなが思ってそうだったのなら、そう決めたらいいです。はっきりと。

ではそろそろ時間ですので。どうもありがとうございました。

<H議員>

事務局において資料の確認をしたあと、座長から本日の趣旨について説明を行い、その後意

見交換

【H議員】 きょうは、皆さまお忙しい中、夜間にもかかわらずお時間をいただきましてありがとうございます。

本当に各政党、各会派、各議員それぞれのウィッシュがあつて、それを受けとめていただくのは大変なことだなと傍聴していました。私のほうでちょっとおわびしなければいけないことがまずあつて、今回のお題の懇談会の方針というところが、会派からの対応だけではなくて、全体の職員も含めた意見集約表だと勘違いして事前資料を提出していましたので、1番ですとか、1、2、3番立てになっているのですが、個別意見の部分ですとか、それは会派ではなくて職員からの意見のところなのですね。ナンバー8、ナンバー11、ナンバー313とか。ちょっとそこは私の勘違いだったかと思って、おわびします。

ただし、最初の1番からで言いますと、共感するとか賛同できるという部分は、私自身が意見として持っているコミュニティ構想についての記述がないことすとか、それから、市民はやはり主権者として明確にすべきとか、私の考えと合っているので、個別意見としても取り上げさせていただいています。

同様に、対応で不十分と思うものというので個別意見をまた例に出しているのですけれども、大変偉そうですが、懇談会の方々の意見を伺いたいと思ったのは、これだけ内部の職員から基本的な目的とか制定の意義についての意見が出ている現状をどう受けとめていращやるのかというのは、素朴に伺いたいと思っていました。それは策定のプロセスにかかわることだと思っていて、やはり長期計画ももちろんですけども、長期計画に代表されるように、武蔵野市は職員参加ということも含めてプロセスを大切にできていますので、当然ながら自治基本条例についても、プロセスは大切にしなければいけない。やはりこの職員の中での参加のシステムをどう保障していくのかというのは、今後、理事者側、市長にはきちんと考えていただきたいという思いです。

それと、同様に、私は4月の意見でも出しているかと思えますけれども、今後、条例化に向けての策定スケジュール、プロセスをどう考えているのかは重要な問題で、私は、もう分権一括法から20年もたつて、武蔵野市が自治基本条例をつくるということであれば、本当に座長がおっしゃるような、さすが武蔵野、武蔵野ならでは、ほかの全国では例がないみたいなものをつくるべきだと思っておりますので、それは、やはり成果物だけではなくて、プロセスが重要だと思っております、そこをもう少し明確にさせていただきたいと切に理事者側にお

願っています。かなりきついことをことしの予算委員会の中でも市長に対して申し上げたのですけれども、はっきり言って、ノーアイデアではないかと思うぐらい、今後の見通しを明確に出していただけていないので、私としては、そういったものをきちんと描いた上で、市民がどのときに、どういう意見を、どういう参加方式で自分たちが参加できるのか、その策定にどうかかわれるのかということを周知されないまま策定が進むということは、私は、はっきり言って、そんなだったらつくらないほうがいいというぐらい思っています。ちょっとそこは言い過ぎましたけれども。

それと、2番のほうで言いますと、議会と市長との関係に関することについてですが、これは、ここに簡単に書いてありますけれども、議論不足。懇談会委員として入っている議員お2人の前で大変言いにくいことではありますが、全く議会と行政、というか懇談会との議論が不足していると思っています。ただ、ここに書いてありますように、先ほど通年議会の話がありましたけれども、当然、通年制にするべきだと思っていて、自治基本条例の中に議会の会期を書き込むべきということと、それから災害時の対応についても、武蔵野市始めて以来の災害対策本部を設置した際の防災安全部長も今回入っていらっしゃいますから、未曾有の災害時に議会がどういう立場であるのかということは、自治体政府としての構えの中に必要だと思います。その2件は書き込むべきだと思っています。

その他の論点一覧表でいただいております反問権ですとか行政報告、それから全員協議会、常任委員会への理事者の出席、この点については、大変申しわけないですが、議会基本条例に譲っていただきたいと思っています。

それと、3番、これは私の個別に、お題とは違う総合的な意見のところですけども、この2つパラグラフがあるうちの後段部分が一番申し上げたいことでして、特に、先ほど申し上げた議論不足ということが事実としてありますので、ここも議論を深化させて、全市民的な議論を全職員の議論を含めて策定のプロセスを明確化し、そういう策定のプロセスをたどっていただきたいと思っていますので、大変恐縮な言い方ですけども、骨子案については、なるべく基本原則や目的、大まかな骨格、方向性や考え方にとどめていただいて、各章立てとかそういったものをフィックスしていただきたいと切にお願いしたいと思います。

市長の本会議答弁のことを例に出しておりますけれども、答弁の前の私からの質問の部分、章立てなどについてもこれを尊重するのかと聞いているのです。それについて市長は、懇談会で議論いただいた結果ですので尊重するとおっしゃっていて、それを内部の職員のワーキングというか検討の場で固めてしまうのは、今私が申し上げたプロセスというもの、市民参

加のプロセスとか職員参加のプロセスを担保していない、それは私としては認められない策定方法ですので、ここは切にお願いしておく点であります。

以上です。

【座長】 ありがとうございます。

では、どなたか。

【副座長】 基本原則の中の新たな公共セクターって何ですかね。新たな公共セクターの創出拡大を想定すべき、というのは。

【H議員】 4月の私の意見のことですね。

【副座長】 新たな公共セクター。要するに、第1セクターが行政で、第2セクターが民間で、その行政と民間の間が中間セクターの第3、だから第3セクターだけれども、新たな公共セクターというのは、第5、第6という意味ですか。

【H議員】 すみません、説明不足ですが、これは、武蔵野市がどういう自治体政府を目指すのかという議論が足りないということと関係があるのですけれども、いわゆる大きな政府というのは、第1の公共、政府が巨大だということですね。それがさまざまなアウトソーシングや委託をこれまでしていますが、武蔵野市は独自に財政援助出資団体に公共サービスをアウトソーシングしてきたという、その部分を私は「新たな公共セクター」と言っているのですね。

いわゆる第2市役所という批判を受けながらも、小泉構造改革からこの十数年、振り返ってみれば、武蔵野市は市場化させなかったことは、私はこれは是だと思っているんですよ。それを新自由主義ですとかといった荒波の中でもそれを保ってこられたのは、潤沢な市民からの納税を基本とする財政の豊かさだったとも思いますし、それから、それを認めてきた市民性でもあると思っているのですね。

その新たな公共セクターについても、財援団体の監督の方針とかいろいろ出ていますけれども、これからそれを完全民間委託化していくのかとか、そういった議論がきちんとされてなくて、私としては、これは武蔵野市方式というのかわかりませんが、新たな公共セ

クターをきちんと位置づけていく、しかもそこで働く職員の身分保障を含めてきちんとしていく。そこにはどんどん市民が入っていく。そういつの日かそれが市民政府としてなっていくことを私は理想として持っておりますので、こういう書き方をしました。

【副座長】 今もう一般的な大きな流れからしたら、行政が全て委託化の方向で、NPOなどだって、完全にNPOの別表の活動領域を見たらわかるように、完全、行政とぴったり一致しています。私はNPOの別表と事務分掌規程を全部整合性で突き合わせましたら、ぴったり一致しました。したがって、NPOがあれば、市役所の職員は一人も要りません。市長さえいれば、あと議会があればできます。そういうことを何らかの形で証明しようと思ってやったことがあります。

そうすると、これで公共セクターとは何かというので、もちろんこれは議論がたくさんあります。これは今、議論しません。

それから、平和に違和感がある。平和がなければ自治ありません。民主主義ありません。要するに、平和こそ基本原則。特に武蔵野市は空襲がかなりあって、それで、私が空襲で逃げ回った世代です。知っています。現実に空襲で武蔵野に、境南に住んでいて、あそここのところにB29がもう編隊を組んで、真夏でも光が当たらないんですよ。真っ暗になってしまいうので。そんなところで市民自治もない。食うとか、逃げるとか、もう精いっぱいです。

これは、災害もそうです。災害は武蔵野市であるのだから、やはり最大的に協力しましょうよ。これ、災害時に人も出せない定数ぎりぎりで行っているところがたくさんあるんですよ。したがって、武蔵野市は財政力指数もあることだし、災害には、やはり率先してやる。それから平和も入れる。私は少しも違和感がないと思うのですけれども、むしろ積極的に入れるべきかなと。これが武蔵野市の財政力指数の豊かと、それから過去の戦争の経験から、今後そういう社会にはいけないとか、あるいは今後災害が出たら、武蔵野市も積極的に協力するという、これは住民のためだけではないんですよ。この自治基本条例は、全国に発信するんですよ。全国の住民にこの武蔵野市の自治基本条例を発信しましょうよ、こういう位置づけです。

【H議員】 副座長のお話に反論するのは、本当に私は今、胸がばくばくしておりますけれども、いや反論ではないんですよ。気持ちは私も一緒です。私は、明治生まれの祖母、日清

戦争以前に生まれた祖母に育てられていますので、戦争の悲惨さですとか空襲で逃げまどったこと、そして母も、女学校時代の同級生を3月10日の大空襲でたくさん亡くしていますし、疎開で苦しんだおばたちの話もちろんわかっていますから。そして、私は今、この武蔵野市役所の隣の団地に住んでいて、都立中央公園の今度の拡張問題で中島飛行機の史跡を残す、残さないの問題にも、地元の住民と一緒に、それから、牛田先生たちの会と一緒に、私はその会員でもありますが、一緒にやってきましたから、それはいやというほどわかります。

その私が違和感があるとあえて言ったほうがいいのではないかと思ったこの全体のバランスの問題なんですね。平和を入れていただくのだったら、コミュニティも入れてください。コミュニティをなぜ入れないのかというのが、私はそれはわからない。それは、もちろん平和というのは、平和なくして自治体政府ありませんから、大原則なのはわかります。私はこれまでの一般質問でも、自治基本条例の三本柱は、日本国憲法の三大原則と一致させてほしいということを書いてきましたし、それが今回きちんと反映されていることは高く評価しています。それが大前提です。

それが、今のような政権の政治の中で危うくなっているときこそ、武蔵野でそれを打ち出す必要がある、それは全く異論がありません。ただ、冒頭話しましたように、全体として章立て、1章割くというのであれば、では、それだけの覚悟を持ってもらいたいということを行っています。これからは、軍需関連産業ですとか情報産業を含めてですね、市内にはNTTですとか横河さんとかありますけれども、もしもこの先、そういった軍需関係にかかわるような産業になっていくとしたら、それは武蔵野市にいていただきたくないぐらいの気持ちを私は持っています。それを自治基本条例に書くのであれば、無防備都市宣言ではありませんけれども、それぐらいの覚悟を持って市長が自治基本条例策定にかけてほしい、問うてほしい。それを問うのは、そのときは副座長ではないんです。それだけの覚悟が市長に今ありますか。私はそこを聞きたいです。

【座長】 ほかの方でご意見ありますか。

【H議員】 ちょっと力込め過ぎちゃったかな。

【I委員】 市民の間での議論が足りない、不足しているということがずっと議論の底に流れていることだと感じるのですが、市民全員が集まって全ての議論をすることはなかなか難

しい中で、それでも、なるべく市民の意見を集めようということから、この懇談会も随分期間を延長して丁寧に議論を進めてきました。さらに、お金の無駄遣いだとかの批判がありながらも広く市民からのアンケートをとり、それから、条例草案ができた後には、パブコメや市民意見交換会を開催するなど、なるべく多くの方の意見を反映させようと努力をしてきました。その上で、さらに今回の要綱案をつくったわけです。それでは、どこら辺が落としどころの時期になるのでしょうか。議論が不足しているということなのですが、どのような状況になれば、議論が十分になされたということになるのでしょうか。

【H議員】 時期ですか。

【I委員】 時期でもいいのですけれども、いつになったら議論が不足していなくて、自治基本条例というのはもう策定するべきだ、つくるべきだという形になるのかというのが、私にもわかりません。ここは本当に非常に難しいところだと思うのですけれども。

【H議員】 ごめんなさい、I委員のご質問ですけれども、私がそこを決められる立場にはちょっとないのかなと思っていて、前邑上市長も、1期目のときから自治基本条例をつくるはずとつくる、つくると言って、ついにバトンタッチされてしまったのですけれども、今、松下市長は、2019年に議会に上程できればみたいなことをおっしゃっていたり、2020年が最短ですよ、そういうふうになっていますが、私は、それであるならば、さっき申し上げたようなプロセスをきちんと明確にしていきたい。具体的なスケジュールは全く示されていませんので、そこは、永遠に議論していればいいと思いませんけれども、今度、第六期長期計画と並行させて議論させていくということに非常にタイミングとしては難しいものがあると思っていて、どちらを先にするのか、両方一緒にやっていくのか、市民的議論が可能なのかということもきちんと事務方でその辺は市長にもお話をしていきたいし、むしろ私はそれを議会に示してほしいと思っている。

そうでないと、私は、議会基本条例と歩調を合わせて策定していくべきだと思っていますので、自治基本条例がつくられてしまうのだ、議会基本条例が先でなければだめだの、そんな不毛な議論をする必要は全然ないと思っていますね。ある程度の両方のスケジュール観が合っていれば、どのタイミングでキャッチボールをして、どの課題について論点をはっきりさせてなければいけないかということはおのずと出てくるはずだと思うのですね。そのの

両者の議論があって初めていつの時点という話になるのではないかと考えています。

【座長】 コミュニティの問題については、私が一番いらいらしています。新しいコミュニティが打ち出されるべきだと多くの方はおっしゃっているのですが、どういう新しいコミュニティなのかと、誰からも回答が出ないのですね。それで、条文を作成する段階までのときには、事務当局はコミュニティ協議会の関係者からもずうっと全部意見を聞きますとおっしゃっているのだけれども、議論が、何を問題にしているのか、それさえ明確でない。私は議論を整理するのは本当に困難だと思っています。これで条例案を作成するまでに、関係者からずうっとヒアリングをしてきて、何が書けるのだろうということに一番不安を感じています。何か前とは変わってきているとおっしゃっている。どこがどう変わってきているのかをはっきりおっしゃる方はいらっしゃらない。いらっしゃる方は、私に紹介してください。説明していただきたい。

どうもありがとうございました。

【H議員】 どうもありがとうございました。